保育園等による木育活動の支援事業実施要領

平成２８年４月１日付２７産労農森第１０７１号
改正　平成２９年４月１日付２８産労農森第１２５１号
改正　平成３０年３月30日付２９産労農森第１２３５号
改正　平成３１年４月１日付３１産労農森第１３５号
改正　令和３年４月１日付２産労農森第１０８８号

（目的）

第１　この要領は、保育園等による木育活動の支援事業実施要綱（平成２８年４月１日付２７産労農森第１０７０号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する保育園等による木育活動の支援事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

（事業の公募に関する内容）

第２　実施要綱第４に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

（１）応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を自らの費用負担で実施する者。ただし、国又は地方公共団体は対象としない。

（２）応募方法

ア　応募書類

以下の書類を提出すること。提出部数は（エ）を除き各２部、（エ）については６部とする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

（ア）保育園等による木育活動の支援事業応募申請書（第１号様式）
（イ）経費内訳書（第２号様式）
（ウ）申請者の概要（第３号様式）
（エ）木育活動計画書（第４号様式）

なお、申請施設につき、本補助金を受けた実績がある場合は、補助金を受けた年度の木育活動計画も併せて提出すること。

（オ）位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）
（カ）設計図書（事業の詳細がわかる立面図、平面図等）
（キ）木材使用数量表（木拾い表（多摩産材以外の木材を使用する場合には、多摩産材の使用量と分けて記載すること。））

※（ア）～（オ）は必須、（カ）及び（キ）は実施要綱別表２の事業を実施する場合

イ　応募先

事業の実施場所により以下のとおりとする。

（ア）２３区・島しょ：東京都産業労働局農林水産部森林課

（イ）多　摩　地　域　：　東京都森林事務所森林産業課

ウ　応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

（３）事業申請の要件

ア　保育園等による木育活動の支援事業費補助金交付要綱（平成２８年４月１日付２７産労農森第１０７２号。以下「補助金交付要綱」という。）別表１に定める事業を実施すること。

イ　既に本事業を実施した施設等であって、補助金交付要綱別表１に定める事業の補助上限額に達したものについては、別表１に定める事業を自己負担で実施する場合、別表２に定める事業の実施を申請することができる。

（事業の実施）

第３　実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、補助金交付要綱に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

２　本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。